

市内高齢者施設 管理者 様

浜松市高齢者福祉課長 亀田 岳史
浜松市介護保険課長 谷口 弘記

令和 8 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の補助対象事業
に係る補助要望調査について（照会）

日ごろより、本市の高齢者福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、高齢者施設等における大規模改修及び非常用自家発電設備整備等に対する助成により、防災・減災対策を推進するため、標記の交付金を交付しています。

今後も当該事業を適正に実施していくために、予算動向の把握が必要であることから、このたび補助金の活用希望等の調査を実施いたします。

つきましては、令和 8 年度に国の交付金を活用し、下記の整備事業を予定している事業者は、令和 7 年 8 月 22 日（金）までに下記の提出先へ必要書類の提出をお願いいたします。

なお、この調査は補助金の活用希望を把握するために事前調査するものであり、補助金交付を確約するものではありません。また、今後の国の予算編成等により、補助メニューが変更・中止等となる場合がありますので、御了承願います。

記

1 補助制度の概要

※記載の内容は、令和 7 年度のものであります。令和 8 年度は国の予算編成等により内容が変更・中止等となる場合があります。

(1) スプリンクラー設備等整備事業

補助対象施設	補助単価	補助率	提出先
・ 軽費老人ホーム ・ 小規模ケアハウス ・ 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む） ・ 小規模有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む） ・ 生活支援ハウス	ア スプリンクラー整備 （1,000 m ² 未満の施設のみ） ※介護医療院のみ、3,000 m ² 未満 （ア）スプリンクラー設備の整備のみの場合 上限：9,710 円／m ²	定額 （国 10/10）	高齢者福祉課

・通所介護（宿泊を伴うもののみ） ・地域密着型通所介護（宿泊を伴うもののみ） ・認知症対応型通所介護（宿泊を伴うもののみ） ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・介護医療院（定員 30 人以上）	(イ) スプリンクラー設備の整備に伴い、別途、消火ポンプユニット等の設置を行う場合 上限：9,710 円／㎡＋244 万円／1 施設 等 イ 自動火災報知設備（300 ㎡未満の施設のみ） 上限：1,080 千円／1 施設 ※介護医療院は対象外 ウ 消防機関へ通報する火災報知設備（500 ㎡未満の施設のみ） 上限：325 千円／1 施設 ※介護医療院は対象外	定額 (国 10/10)	介護 保険課
--	--	-----------------	-----------

(2) 非常用自家発電設備整備、耐震化整備、水害対策強化事業、大規模修繕事業

補助対象施設	補助対象事業	補助額	補助率	提出先
・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・養護老人ホーム ※いずれも定員 30 人以上	ア 非常用自家発電設備整備 （緊急災害用の自家発電設備 整備） イ 水害対策強化事業	上限：なし 下限： 自家発 500 万円 水害 80 万円	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4	高齢者 福祉課
・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ※いずれも定員 29 人以下	利用者の安全確保等の観点から 行う以下の事業 ア 耐震化整備（耐震診断の 結果等で倒壊の恐れがある と市町村長が認めたもの） イ 老朽化に伴う大規模な修 繕等 （緊急災害用の自家発電設備 整備を含む） ウ 水害対策強化事業	上限：1,540 万 円 下限：80 万円 （自家発以外）	定額 （国 10/10）	
・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ※いずれも定員 29 人以下		上限：773 万円 下限：80 万円 （自家発以外）		
・介護老人保健施設 ・介護医療院 ※いずれも定員 30 人以上	ア 非常用自家発電設備整備 （緊急災害用の自家発電設備 整備） イ 水害対策強化事業	上限：なし 下限： 自家発 500 万円 水害 80 万円	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4	介 護 保険課

・小規模介護老人保健施設 ※定員 29 人以下	利用者の安全確保等の観点から行う以下の事業 ア 耐震化整備（耐震診断の結果等で倒壊の恐れがあると市町村長が認めたもの） イ 老朽化に伴う大規模な修繕等（緊急災害用の自家発電設備整備を含む） ウ 水害対策強化事業	上限：1,540 万円 下限：80 万円（自家発以外）	定額 （国 10/10）	介 護 保険課
・認知症対応型通所介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護		上限：773 万円 下限：80 万円（自家発以外）		

※設置工事の伴わない可搬型（ポータブル型）の非常用自家発電設備については補助対象となりません。

※太陽光等の自然エネルギーを活用した非常用自家発電設備については補助対象となりません。

※補助対象となる非常用自家発電設備は、電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後 72 時間以上の事業継続が可能となる設備に限ります。

※非常用設備等の設置場所は、水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めてください。

※設置予定の非常用設備等の耐震性の確保に留意してください。

（3）社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業

補助対象施設	補助額	補助率	提出先
・特別養護老人ホーム ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ※いずれも定員 30 人以上	上限：6,160 万円 下限：80 万円	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4	高齢者福祉課
介護老人保健施設、介護医療院 ※いずれも定員 30 人以上			介 護 保険課

※社会福祉連携推進法人等とは、社会福祉法に規定する、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るため、社会福祉法人等が社員となり福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための新たな法人制度のこと。
 対象は令和 4 年 4 月から施行された社会福祉連携推進法人制度による社会福祉連携推進法人の会員の施設等又は令和 4 年 4 月以降に法人間合併を行った法人内の施設に限る。

（4）給水設備整備事業

補助対象施設	補助額・対象経費	補助率	提出先
・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・養護老人ホーム ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス	上限：なし 下限：500 万円 ※定員 29 人以下の施設は 下限なし	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4	高齢者 福祉課

・（小規模）介護老人保健施設 ・介護医療院 ・認知症対応型通所介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給水設備整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4	介護保険課
---	-----------------------------	---------------------------	-------

(5) ブロック塀等改修整備事業

補助対象施設	対象経費	補助率	提出先
・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む） ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模有料老人ホーム ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス	ブロック塀等改修整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4	高齢者福祉課
・短期入所生活介護 ・（小規模）介護老人保健施設 ・介護医療院 ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護			介護保険課

※安全性に問題のあるブロック塀等の撤去、再設置、改修にかかる工事費等が対象となりますが、安全性に問題のないブロック塀等も合わせて一時的に撤去しなければならない場合には、安全性に問題のないブロック塀等に係る費用も補助対象となります。

※ブロック塀等の撤去のみを行う事業は補助対象となりません。

(6) 換気設備の設置に係る経費支援事業

補助対象施設	補助単価	補助率	提出先
・特別養護老人ホーム、 ・軽費老人ホーム ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む） ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模有料老人ホーム ・生活支援ハウス	上限：4,000 円/㎡	定額 (国 10/10)	高齢者福祉課

・（小規模）介護老人保健施設 ・介護医療院、短期入所生活介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	上限：4,000 円/㎡	定額 (国 10/10)	介護 保険課
--	--------------	-----------------	-----------

※通常の換気（窓を開ける、換気扇を回す等）を行うことができる場合は補助対象となりません。

《注意点》

- ・前述の表は事業内容の概要のみ記載しています。下記リンク先に国からの通知等を掲載していますので必ず確認をお願いします。

【浜松市公式ホームページ】

令和8年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の補助対象事業に係る補助要望調査について

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kaigo/welfare/caresp/news/tiikikaigo.html>

2 おおまかなスケジュール

令和8年	3月	市当初予算措置
	5月	事前協議（国→市）（市→事業者）（事業者→市）（市→国）
	7～9月	国内示（予定） 交付申請（市→国） 交付決定（国→市） 内示（市→事業者） 交付申請（事業者→市） 交付決定（市→事業者）
	10～11月	事業者による入札 工事等
令和9年	3月	実績報告（事業者→市）

※スケジュールは前後する可能性があります。

※市からの交付決定（令和8年9月頃）を受けなければ、入札や工事等に着手することはできません。

※入札は浜松市の調達方針に沿って行う必要があります。詳細はHPに掲載している浜松市の調達方針を御確認ください。

3 提出書類（補助金の活用を希望しない事業者は提出の必要はありません）

- ・（別紙1）補助制度の活用に係る事前確認票
- ・（別紙2）提出チェックリスト及び添付書類（添付書類はチェックリスト内に記載）

※同一施設において複数の補助対象事業の補助金を活用する場合は、それぞれの事業ごとに提出してください。

※令和8年度中に補助メニューに記載の施設等の整備事業を行うことを予定していない事業者は、書類を提出する必要はありません。

4 提出方法

各課ともに記載のあるいずれかの方法で提出してください。

＜高齢者福祉課＞

- ・E-MAIL kourei@city.hamamatsu.shizuoka.jp
- ・持ち込み又は郵送 〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2 高齢者福祉課宛て

＜介護保険課＞

- ・E-MAIL kaigo@city.hamamatsu.shizuoka.jp
- ・持ち込み又は郵送 〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2 介護保険課宛て

5 提出期限

令和 7 年 8 月 22 日（金）午後 5 時必着

※ 提出期限まで期間が短く大変申し訳ありませんが、御協力をお願いします。

6 留意事項

- ・補助金の活用希望がある場合は、事前に電話で各課担当者まで御連絡ください。
- ・E-MAIL 又は郵送で提出した場合には、必ず書類が届いているか各課担当者まで御確認ください。
- ・補助金の活用希望を取り下げることがないよう、事業者内で別紙のチェックリストに基づき検討したうえで提出してください。提出があった施設については、法令や資金面について市から確認させていただく場合があります。
- ・補助要望調査の結果に基づき、令和 8 年度の予算要求を行い、確保できた予算内で令和 8 年度の事業を行います。そのため、令和 8 年度に国の交付金を活用し、事業を予定している事業者は、補助要望調査に回答してください。（調査に回答がなかった事業は、令和 8 年度当初予算に計上していないため、要望に沿えない場合があります。今回の調査で、回答しなかった事業について、追加で活用希望がある場合は、個別にご相談ください。）
- ・必ず令和 8 年度中に工事・納入等を完了し、整備を終えるようにしてください。（令和 8 年度中に整備を完了できない場合、全額施設負担となる可能性があります。）
- ・補助金交付後、減価償却期間を経過せずに施設を移転・廃止等する場合、補助金を返還していただく場合がありますので御注意ください。

高齢者福祉課 施設福祉グループ
担当 及部、鈴木比呂樹
TEL 053-457-2886

介護保険課 指導グループ
担当 高村、杉浦
TEL 053-457-2787